

地域福祉

1 第4次函館市地域福祉計画

「みんなで創る地域共生社会」

～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

(1) 計画策定の趣旨等

ア 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、また、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では対応が困難な地域生活課題が生じています。

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

また、国でも、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性を示していることから、本市においても、行政と地域住民等が問題意識を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組をさらに進めていくため、平成31年3月、第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

イ 地域福祉とは何か

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理するために行った「地域福祉に関する意識調査」では、多くの住民が地域生活課題があると回答しています。

これらの問題を解決し、「地域共生社会」の実現をさらに進めるためには、まず私たち自身が地域社会の中で、つながりを持ちながら生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、課題の解決に向けた取組を継続して行うことです。

ウ 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本市では、地域福祉の理念の普及に努めるため、2004 年度（平成 16 年度）に函館市地域福祉計画を策定し、2008 年度（平成 20 年度）には第 2 次、2013 年度（平成 25 年度）には第 3 次の計画を策定してきましたが、地域福祉のさらなる推進を図るため、本計画を策定しました。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています。

エ 計画の期間

地域福祉の理念は、今後も変わることなく将来へつなげていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要となることから、計画期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2028 年度までの 10 年とします。

なお、計画期間の中間年には、前期の関連施策の実施状況などを確認しながら、後期における施策の推進への参考とするために評価を行うこととし、評価にあたっては、社会情勢の変化やその他の状況を踏まえ総合的に判断するものとします。

(2) 函館市福祉のまちづくり条例との関係

函館市福祉のまちづくり条例では、すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、市、事業者および市民は、共に手を携えながら、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組むこととしています。

この取組を進めるためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支え合い、連携し合うことのできる仕組みづくりが不可欠ですが、この取組こそ、地域福祉の推進そのものであることから、本計画と函館市福祉のまちづくり条例がめざすまちの姿は同じものです。

(3) 地域福祉計画の基本理念

本市では、これまで国が策定指針で示してきた（１）住民参加、（２）共に生きる社会づくり、（３）男女共同参画、（４）福祉文化の創造の 4 つの理念を基本理念として掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

2017 年（平成 29 年）6 月に改正された社会福祉法（2018 年（平成 30 年）4 月 1 日施行）を踏まえ、国からは、これまでの基本理念の視点を大切にしながら、さらに社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性が示されましたが、この実現のためには、地域住民等、支援関係機関および行政が今まで以上に連携・協働し、地域生活課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」受け止めながら解決に向け努力することが重要となります。

そのため、本計画における基本理念は、これまで掲げていた 4 つの理念を踏まえ、さらに「地域共生社会」実現に向けた取組を進めるため、誰もがわかりやすい表現に改めました。

- ・基本理念 「みんなで創る地域共生社会」
～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

(4) 地域福祉計画の基本目標

ア 基本目標1「人と人がつながる地域づくり」

少子・高齢化の傾向が今後も進むと見込まれているなか、世代間交流の重要性が地域福祉懇談会で課題として挙げられ、意識調査では、年齢が低くなるほど「隣近所にどのような人が暮らしているのか知らない」や「隣近所とは軽い付き合いを望んでいる」といった回答の割合が高くなるなど、地域のつながりが薄れていくことが懸念されています。

そのため、世代を問わず地域住民等のつながりを築くことが、地域生活課題の把握や住民主体による課題解決に結びつくと考えられることから、「人と人がつながる地域づくり」を1つ目の基本目標に定めます。

基本施策	1－1	地域住民等が集う拠点づくり
	1－2	地域福祉活動の活性化
	1－3	地域住民等と支援関係機関の連携

イ 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」

高齢者世帯の増加など日常的な見守りや支援が必要な世帯が増えていくと考えられますが、意識調査では、「地域の中で何らかの手助けが必要な世帯が増えている」ことが地域生活課題として多く挙げられ、また地域福祉懇談会においても支援が必要と思われる方の早期発見や支援拒否に対する対応について意見が出されています。

地域の中で不安や課題を抱えている方に必要な支援を届けるためには、地域住民等がそれらの課題を早期発見し解決を図るとともに、地域住民等、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図ることで、必要な支援につなげる仕組みが必要なことから、「安心して暮らせる地域づくり」を2つ目の基本目標に定めます。

基本施策	2－1	制度の狭間の課題への対応
	2－2	権利擁護に対する支援
	2－3	適切な福祉サービスの提供
	2－4	生活困窮世帯への支援
	2－5	自殺防止のための対策

ウ 基本目標3「誰もが参加できる地域づくり」

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加すると考えられるなか、地域福祉懇談会では地域での交流や支え合いの不足に対する懸念が出され、意識調査では年齢が低くなるほどボランティア等への参加が少ない結果となっています。

また、地域福祉活動には、交流の場やボランティア等に参加することばかりではなく、近所の高齢者世帯の様子を気にかけるなど、身近でできる取組も数多くあります。

こうした活動に主体的に取り組む地域住民等を増やすためには、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが重要なことから、「誰もが参加できる地域づくり」を3つ目の基本目標に定めます。

基本施策	3－1	地域福祉に対する意識の醸成
	3－2	新たな人材の養成
	3－3	積極的な情報発信

2 地域福祉の推進

(1) 地域共生社会啓発ワークショップの実施

市内の高校生・大学生を対象とした地域共生社会を啓発するワークショップを実施し、地域共生社会の構築の基盤となる地域住民の意識向上を図ります。

実施状況

年度	回数	参加者数（延人数）
令和3年度	2回※2	44名※
令和4年度	2回	43名
令和5年度	3回	65名

※ 令和3年度はオンライン開催。

令和6年度予算 269千円

(2) 地域福祉啓発動画の放映

地域福祉の推進に関わる各種福祉制度や施策，地域における様々な課題や取り組みなどを市民に広く知ってもらうために制作した動画を公共施設等で放映することにより，市民の地域福祉に対する意識を醸成し，各種施策や取り組みへの参加を促すことで，地域福祉活動の活性化や新たな担い手の確保につなげます。

- 制作動画
- ・『地域包括ケアの推進』
 - ・『民生委員・児童委員の活動』
 - ・『在宅福祉委員会の活動』
 - ・『手話を知ろう！学ぼう！』
 - ・『函館市「高齢者交通料金助成制度」の手続き』